国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

日本郵便株式会社

## 国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第16条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に宛て、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第16条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国に宛て、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。2 この約款に定めのない事項については、国際郵便約款、第三条約、第四条約、万国郵便条約、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語)

第3条 この約款において使用する用語は、第三条約、第四条約、万国郵便条約、法及び法に基づく総務省令並びに国際郵便約款において使用する用語の例によります。

(対象郵便物)

- 第4条 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の取扱いは、次の郵便物につき、これをします。
  - (1) 通常郵便物
  - (2) 重量5キログラムを超えない小包郵便物。ただし、内容品を分割することのできないもの及び捕虜に分配するために捕虜収容所又は捕虜の代表者に宛てたものについては、重量の最大限度を10キログラムとします。

(国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の差出方法)

- 第5条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。)、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局が差し出す国際捕虜郵便物及び被保護者情報局が差し出す国際被抑留文民郵便物の差出場所は、国際郵便約款第52条(外国宛て郵便物の差出場所)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。
- 2 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。
- 3 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物は、捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局若しくは被保護者情報局が差し出すものについては、差出しの際、差出事業所が指示する事項を記載した書面を添えていただくほか、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
  - (注1) 第1項の当社が別に定める事業所は、捕虜収容所、捕虜情報局又は被保護者情報局の所在地の郵便物配達を受け持つ事業所の郵便物配達受持区域内にある事業所であって支社が指定したものとします。
  - (注2) 第2項の当社が別に定める表示は、郵便物の名宛面上部右隅に、次の区別による文字を明瞭に記載するものとします。

	区 別	文 字
1	国際捕虜郵便物	「Service des prisonniers de guerre」又は
		「Prisoners-of-war service」(「捕虜郵便」の意味)
2	国際被抑留文民郵便物	「Service des internés civils」又は「Civilian internees
		service」(「被抑留文民郵便」の意味)

## (当社の免責)

第6条 当社は、国際捕虜郵便物又は国際被抑留文民郵便物である小包郵便物については、郵便業務の取扱中に おける亡失、盗取又は損傷について、国際郵便約款第9章(損害賠償)の規定にかかわらず、責任を負いませ ん。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年10月1日から実施します。

(国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に第三条約、第四条約、万国郵便条約、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)附則第9条の規定による改正前の法及び同法に基づく総務省令並びに前条(国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の廃止)による廃止前の国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

附 則(平成25年11月25日 25-日郵国第235号)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

附 則 (平成29年11月13日 2017-日国際第258号)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。